

京都大学環境安全保健機構放射線管理部門イメージング装置共同利用料金規程

平成31年1月24日
機構長裁定制定

(趣旨)

第1条 この規程は、京都大学環境安全保健機構放射線管理部門（以下「部門」という。）が管理及び運用するイメージング装置の共同利用料金について必要な事項を定めるものとする。

(装置)

第2条 この規程において対象となるイメージング装置（以下「装置」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(利用資格)

第3条 装置を利用できる者は、京都大学環境安全保健機構放射線管理部門放射線施設共同利用内規（平成23年4月7日機構長裁定。以下「共同利用内規」という。）第4条に掲げる者に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 京都大学（以下「本学」という。）の教職員又は学生
- (2) 国、地方公共団体、国立大学法人若しくは大学共同利用機関法人、独立行政法人又は教育・研究を事業目的とする法人若しくは団体に所属する者
- (3) 企業等において研究開発に従事する者
- (4) その他部門長が適当と認める者

(利用日)

第4条 装置は、共同利用内規第5条に定める日に利用できる。

- 2 前項の規定にかかわらず、部門長が特に必要と認めるときは、共同利用内規第5条第1項各号に掲げる日の利用を許可し、又は利用可能な日であっても利用を禁止することがある。

(利用時間及び利用単位)

第5条 装置の利用時間は、10時から16時までとする。

- 2 装置の利用単位は、1時間とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、部門長が特に必要と認めるときは、利用時間を延長又は短縮することがある。

(利用料)

第6条 利用者は、本学の指定する方法により、別表に定める利用料を納付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、部門長が特別の理由があると認めるときは、利用料の全部又は一部を免除することができる。
- 3 一旦納付された利用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料の全部又は一部を返還する。
 - (1) 前条第1項の利用日時の変更又は利用の取止めを承認した場合
 - (2) 部門の都合により承認を取り消し、又は装置の利用を停止させた場合

(利用の停止)

第7条 部門長は、次の各号のいずれかに該当する場合、装置の利用の承認を取り消し、又は装置の利用を停止させることができる。

- (1) 利用者が、この規程に違反し、又は違反するおそれがあると部門長が認めるとき。
 - (2) 利用者が、共同利用申請書に虚偽の記載をしたとき。
 - (3) 利用者が、利用料を本学が指定する期日までに納付しないとき。
 - (4) 本学の管理上の事由により装置の利用に支障があると部門長が認めるとき。
- 2 前項第1号から第3号までの事由により装置の利用の承認を取り消し、又は装置の利用を停止させたことにより利用者に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責めを負わない。

(秘密保持)

第8条 部門に所属する教職員及び利用者は、次の各号のいずれかに該当するものを除き、装置の利用により知り得た一切の情報を、相手方の書面による事前の同意なしに第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

- (1) 既に公知となっている情報
- (2) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (3) 相手方から当該情報を入手した時点で、既に自己が保有していた情報
- (4) 相手方から知り得た情報によらず、自己が独自に開発した情報
- (5) 相手方から当該情報を入手後、自己の責めによらずして公知となった情報
- (6) 裁判所、行政機関等の公的機関から法令に基づき開示を命ぜられた情報

(事務)

第9条 装置の利用料金に関する事務は、施設部環境安全保健課において処理する。

(疑義等の解決)

第10条 この規程に定めのない事項が生じた場合及び解釈に疑義が生じた場合は、その都度部門長及び利用者が協議の上、解決に努めるものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、装置の共同利用料金に関し必要な事項は、部門長が定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。 附 則

- 1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和元年10月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この規程の施行の日前に利用承認を受けた令和元年10月1日以後の利用については、なお従前の例によることができる。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第2条、第6条関係)

装置名称	利用単位	利用料単価	
		第3条第1号に掲げる者	第3条第2号及び第3号に掲げる者
PET/SPECT/CT 米国 Gamma Medica- Ideas 社製 FX3300 プレ クリニカルイメージング システム	1時間あたり	10,500 円	16,400 円
IVIS 米国 CaliperLS 社製 IVIS Spectrum イメージ ングシステム Spectrum	1時間あたり	5,100 円	16,400 円
MRI 米国 DS ファーマバイオ メディカル(株)社製小 動物用コンパクト MRI MRImini SA1508	1時間あたり	500 円	1,000 円

1. 上記表の利用料単価は、利用単位あたりの装置利用に係る金額(消費税相当額を含む。)であり、これに利用単位数を乗じた金額を利用料とする。
2. 1時間未満の装置利用及び1時間を超える装置利用に係る1時間未満の端数については、それぞれ1時間の装置利用として、利用料を算出するものとする。
3. 第3条第4号に掲げる者の利用料単価は、当該者の所属・身分等を勘案のうえ、部門長が指示するものとする。